

日本赤十字看護大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は 2023（平成 35）年 3 月 31 日までとする。

II 総評

貴大学は、1890（明治 23）年に開設された日本赤十字病院看護婦養成所に始まり、組織改編を経て、1986（昭和 61）年に東京都渋谷区に設立された。1993（平成 5）年に大学院看護学研究科を設置し、現在、1 学部 1 研究科を有する大学として理念・目的に基づく教育研究活動を展開している。

2009（平成 21）年度の大学評価後、貴大学では 2011（平成 23）年に発生した東日本大震災と国内外で頻発する災害の経験から、赤十字の使命と建学の精神を再認識し、災害看護学の強化を大学変革の中核として位置づけ、災害看護の教育研究、実践を重点課題とし、学部・研究科において災害看護学の教育研究を強化してきた。また、被災地である福島県浪江町と協定を結んで町民の健康調査・支援事業を展開するほか、武蔵野地域防災活動ネットワークにおける活動等を推進するなど、建学の精神に基づく活動に積極的に取り組んでいる。さらに、こうした活動を、災害時の支援を学ぶための研修や教育に結びつけ、教育研究、実践を統合的に推し進めていることは特徴といえよう。加えて、災害看護学の発展に寄与する国際的な活動を行っており、国際社会に対する社会貢献活動として実績を上げている。

一方で、学部・研究科における教育内容・方法の改善のための組織的なファカルティ・ディベロップメント（F D）活動が十分でないこと、学部のシラバスの記載に不備な点があること、また、研究科において、入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を課程ごとに定めていないことなど、課題が見受けられるため、改善が望まれる。

III 各基準の概評および提言

1 理念・目的

＜概評＞

貴大学は、学則において、「赤十字の理想とする人道の理念に基づき、広い知識と深い専門の学芸とを教授、研究し、知的、道徳的及び応用的能力を発展させるこ

とによって、保健医療の分野で活躍できる人材を育成し、看護学の発展及び人類の福祉に寄与する」と目的を掲げ、教育研究機関としての大学のあり方を示している。この貴大学の理念・目的は、赤十字の掲げる「人道」に基づいており、目指すべき方向は明確に示している。

大学の理念・目的に基づき、看護学部においては、「人々の尊厳と権利を守り、看護を通して赤十字の理念である『人道（HUMANITY）』の実現にむけて人間を育てる」を理念とし、これに基づき教育目的を定めている。

看護学研究科では、大学院学則において、「赤十字の理念である人道の精神に基づき、広く看護の実践と教育・研究に関する理論と方法を教授し、高度な看護専門職者としての深い学識および卓越した能力、豊かな感性と人間性を培うことを通じて、看護学の発展と深化に寄与するとともに、人びとの福祉とつながりを基盤とした文化の創造と発展に貢献する」を理念とし、目的を定めている。これらの理念・目的は『学生便覧』『大学院シラバス』のほか、ホームページ等で周知・公表している。

これらの理念・目的の適切性は、「大学評価実施委員会」で検証を行い、その結果を「大学評価委員会」へ報告するという自己点検・評価の過程で検証を行っている。また、学校法人日本赤十字学園（以下、法人）の第二次中期計画に基づく貴大学独自の計画立案・評価の過程において、大学の理念・目的の検証を行っている。

2 教育研究組織

<概評>

貴大学は、大学の理念・目的に基づいて、看護学部および看護学研究科のほか、「看護実践・教育・研究フロンティアセンター」を設けており、赤十字の理想とする「人道」の理念・目的にふさわしい教育研究組織を有している。また、2015（平成27）年には、国際交流活動を一元管理する組織として、新たに「国際交流センター」を設置した。

また、2012（平成24）年度に文部科学省博士課程教育リーディングプログラム事業に採択されたことにより、5大学（日本赤十字看護大学、高知県立大学、兵庫県立大学、東京医科歯科大学、千葉大学）共同による5年一貫制博士課程共同災害看護学専攻を開設した。

教育研究組織の適切性については、大学全体は経営会議、学部は教授会、研究科は研究科委員会、フロンティアセンターは「フロンティアセンター運営委員会」において検証を行っている。

3 教員・教員組織

<概評>

大学が求める教員像を「赤十字の理念を理解し、本学の教育目的、目標への理解、共感を得られる人」をはじめとした6項目からなる「本学で選考したい教員像」として、明文化している。看護専門科目に対する教員組織の編制方針は、「専門領域ごとに教授1名、准教授あるいは講師1～2名、演習・実習を含む担当科目的時間数に応じて、助手・助教2～5名を配置する」ことを定めている。これに基づき教員組織を編制しており、大学設置基準および大学院設置基準に定められた教員の必要数を満たし、年齢構成にも配慮した編制となっている。

教員の募集・採用・昇格についての選考基準や手続きは法人が定める「看護大学・短期大学における教育職の選考基準」「日本赤十字看護大学教員選考基準規程」「日本赤十字看護大学教員業績基準の申合せ」「日本赤十字看護大学教員昇格内規」に定めている。これらの諸規程に基づき、専任教員を公募により採用している。学部の専任講師以上の教員の多くは、看護学研究科の教員として配置しており、大学院を担当する教員や研究指導を担当する教員としての適切性を、「日本赤十字看護大学大学院看護学研究科教員選考規程」および「日本赤十字看護大学大学院看護学研究科教員選考基準規程」に則して審査している。

教員の資質向上を図るために、「FD・SD委員会」を設置し、全学的なFDおよびスタッフ・ディベロップメント（SD）活動の体系化・組織化をすすめるため、「FD・SDポリシー」と「FD・SDマップ」を策定し、能力・レベル別のFD・SDに関する取り組みを定めている。このポリシーに基づき、全学で年4回程度の研究倫理・支援、広報、実習など幅広いテーマで「FD研修会」を行っている。

教員組織の適切性を検証するにあたり、学長・学部長・研究科長が改組の必要性の観点から問題を提起し、経営会議で原案を作成、教授会を経て学長が決定し、改善につなげている。なお、現在行っている「FD研修会」と「FD・SDポリシー」や「FD・SDマップ」との整合性については、「FD・SD委員会」が検証する予定であり、着実な実行が期待される。

4 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

<概評>

大学の理念・目的を踏まえ、学部・研究科ごとに教育目標を定め、そのうえで学部および研究科の課程ごとに学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程の

編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。また、それぞれの学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は、『学生便覧』『大学案内』『大学院案内』といった刊行物のほか、ホームページで周知・公表している。

学位授与方針として、学部では「環境や状況に応じた看護を実践する力」など8項目を卒業までに身につける能力や態度として定めている。また、研究科修士課程では「現場のさまざまな課題を幅広い視点から捉え探究する能力」など4項目に加え、高度専門職業人を目指す者には「看護学の専門分野における卓越した臨床看護能力」などの2項目、研究・教育者を目指す者には「看護学の専門分野における知識を体系化する能力」などの2項目を学習成果として定めている。博士後期課程においては、「深い学識や高度な実践能力に基づき、看護学の発展と深化に寄与し、人々の健康と福祉に貢献しうる研究活動を独立して担う能力」などの2項目、博士課程共同災害看護学専攻に関しては、「人間の安全保障を理念として、いかなる災害状況でも『その人らしく健康に生きる』ことを支援することができる能力」などの4項目を学習成果として定めている。

学位授与方針を踏まえ、教育課程の編成・実施方針として、学部では「看護専門職として基礎的な内容から専門的・応用的な内容にわたる学習段階を重視したカリキュラム」を提供することを定めている。研究科修士課程の看護学専攻と国際保健助産学専攻の2専攻では、「専攻を超えた学習が必要な内容を共通科目として置く」などの4項目を定め、看護学専攻においては「10の専門領域に必要な科目を置く」などの3項目、国際保健助産学専攻については「専門領域に必要な科目を置く」などの2項目を定めている。博士後期課程では「分野毎に必要な特論、特別研究、共通科目を置く」などの4項目、博士課程共同災害看護学専攻では「学修の過程で、その成果を確認するために Preliminary Examination と Qualify Examination を実施する」などの5項目を定めている。

学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性は、カリキュラム変更との関連で検証を行っている。2014（平成26）年度までは、学長の諮問機関である「カリキュラム検討委員会」が教務委員会による教育評価調査の結果等を踏まえながら協議・検討し、教授会または研究科委員会での審議・決定を経て改善に取り組む仕組みであった。2014（平成26）年度に、より合理的な検証プロセスを構築するため「教学マネジメント会議」のもとに「カリキュラム検討委員会」を設置し、検証することにした。今後はこのプロセスを機能させ、検証に取り組むことが期待される。

（2）教育課程・教育内容

＜概評＞

看護学部

学部の理念・目的に沿って基礎科目群と看護専門科目群から成る幅広い教養と豊かな人間性を涵養する教育課程を編成している。

基礎科目群は「赤十字」「人間」「社会」「自然と科学」「言葉」「基礎ゼミ」「健康」に区分し、看護専門科目群は、看護学の専門知識・技術を基礎から応用へ順次的・体系的な科目を配置している。なお、2012（平成 24）年度に設定した新カリキュラムでは、国際・災害看護学の科目を充実させ、一部を必修科目に設定している。また、2011（平成 23）年から「第8次カリキュラム検討委員会」での検討に基づき、保健師教育課程を選択制にするとともに修了に必要な単位数を増加した。新カリキュラムは、従来の教育目標および教育課程の編成・実施方針を踏まえ、基礎科目群と看護専門科目群を軸にカリキュラムを編成している。

教育課程の適切性の検証は、「教学マネジメント会議」で方針を示し、「カリキュラム検討委員会」、教務委員会で検討し、改善の必要性を認めた場合は、教授会の審議を経て、改善を図るプロセスとなっている。なお、新カリキュラムが2015（平成 27）年度に完成年次を迎えるため、2016（平成 28）年度にはカリキュラム全体の評価を行い、問題点を明確にして改善していく必要性を認識している。

看護学研究科

修士課程は、看護学専攻と国際保健助産学専攻の2専攻で構成されている。看護学専攻では、10の専門領域を置き、看護教育学、看護管理学の2領域では、看護教員・看護管理者の養成を目的とする実践コースとして、「看護教員キャリア支援コース」「現任教育担当者キャリア支援コース」「看護管理者キャリア支援コース」を開設している。また、小児看護や精神看護など7つのCNS教育課程を設け、多くの高度専門職業人を育成している。国際保健助産学専攻では、「研究コース」と「実践コース」を設定している。「特講Ⅰ・Ⅱ」「共通科目」などのコースワークと「演習Ⅰ・Ⅱ」「実習Ⅰ・Ⅱ」などのリサーチワークを適切に組み合わせている。

博士後期課程は、3分野10領域で構成している。2014（平成 26）年に、5年一貫制博士課程共同災害看護学専攻（D N G L）のプログラムを、他の4つの国公立大学と共同で開設した。具体的には、「看護学の学問基盤に関する科目群」「災害看護学に関する科目群」などのコースワークと「災害看護学演習」「災害看護実習」などのリサーチワークを適切に組み合わせている。

教育課程の適切性の検証は、「教学マネジメント会議」で方針を示し、「カリキュラム検討委員会」、教務委員会で検討し、改善の必要性を認めた場合は、研究科委員会の審議を経て、改善を図るプロセスとなっている。

(3) 教育方法

<概評>

看護学部

教育目標を達成するための授業形態として、講義・演習・実習等を採用しており、少人数のクラス配置とアクティブ・ラーニングに力を入れている。

1年次前期の「基礎ゼミ」は、入学したばかりの学生が主体的に参加しやすい小グループの形態をとっている。看護系の実技演習などの科目においても主体的な技術習得を図るため少人数に分けて行うなど、少人数のクラス配置を基本方針のひとつとしている。グループワークでは、「課題型グループ」と「体験型グループ」によりコミュニケーション能力を高めている。また、学年ごとに達成目標の異なる実習を経て、らせん状の成長過程をたどれるように、各学年に実習を配置している。

実習指導では、実習先の職員を対象とする「臨床教授制度」を設け、現場との連携・協力を図っている。多数ある実習施設への対応としては、「実習連絡会議」により、綿密な連携体制を構築している。

シラバスは、統一した書式で作成し、学生に提示している。シラバス記載内容の充実を図るため、教務委員がシラバス内容を点検し、適宜、担当教員に修正を依頼しているが、未だ記載の十分でない科目も見受けられるため、より一層精度を高める取り組みに期待したい。

既修得単位の認定は、法令に則り学則で定めており、適切に認定している。

教育内容・方法の改善については「FD研修会」を年4回行っているが、2014(平成26)年にアクティブ・ラーニングをテーマとした研修会を行ったほかは、看護の臨床研究に関する倫理や研究費の不正使用、研究活動における不正行為の防止などの教員の資質向上を図るための研修であり、授業改善につながる研修を行っていない。また、全学的に学生の授業評価アンケートを行い、2013(平成25)年度からホームページにアンケート集計結果とアンケートに対する担当教員のコメントを公開しているが、授業改善への活用については把握していない。教育内容・方法の改善を目的とした組織的なFD活動は不十分であり、改善が望まれる。

看護学研究科

修士課程では、教育課程の編成・実施方針に基づき、プレゼンテーションやディスカッションを多く取り入れている。社会人学生への配慮として、共通科目を集中的に配置するなどの柔軟な対応を図って、個別学習の要望に対応している。

博士後期課程では、研究の過程において、指導教授が学生の個別学習のニーズに対応しながら、解決すべき論点や問題を研究するリサーチクエスチョンを明確にし

て研究計画から実施への展開ができるように指導している。また、領域を問わず参加できる特別講義を毎年開催しているほか、大学院教育における国際力の強化のため、スイスやバングラデシュ、タイなどの研修・実習の場の開拓に努めている。

なお、博士課程共同災害看護学専攻では、教育の質の保証とともに教育効果を向上させるため、最新のメディア機器を用いた複合的な教育方法を取り入れている。

研究科における研究指導に関しては、修士課程、博士後期課程それぞれに「学位取得までのプロセス」や履修方法等を『大学院シラバス』に示している。

シラバスは、統一した書式で作成し、学生に提示している。シラバス記載内容の充実を図るため、研究科教務委員がシラバス内容を点検し、適宜、担当教員に修正を依頼している。

教育内容・方法の改善については、全学的な授業評価アンケートを実施しているものの、結果に基づく改善は教員個人に委ねている。また、学部と合同で「FD研修会」を行っており、2014（平成26）年にアクティブ・ラーニングをテーマとした研修会を行っているが、大学院教育の課題等を扱う教育内容・方法の改善にかかわる組織的なFD活動は実施していないので、改善が望まれる。

<提言>

一 努力課題

- 1) 全学的に実施している授業評価アンケートは授業改善に向けた取り組みとして組織的に活用されておらず、「FD研修会」についても教員の資質向上を目的とした研修が主であるため、学部・研究科ともに、教育内容・方法の改善を図ることを目的としたFD活動に取り組むよう、改善が望まれる。

(4) 成果

<概評>

卒業・修了の要件を学則および大学院学則、「日本赤十字看護大学学位規程」に定め、『学生便覧』『大学院シラバス』、ホームページ等に掲載し、学生に周知している。

学位授与にあたっては、学部では、教授会の議を経て学長が卒業を認定している。研究科では、修士論文審査は、修士学位論文審査会で行われ、口頭による最終試験を行い、研究科委員会の審議を経て学長が認定している。修士・博士後期課程とも学位に求める水準を学位論文審査基準として定め、『大学院シラバス』等で学生に明示している。博士論文審査においては、正・副指導教員を主査から外すなど、審査の客觀性・厳格性を確保する方策を採っている。

学習成果の測定として、学部では、看護師・保健師国家試験の合格率をひとつの指標としているが、全国平均を上回る高い合格率で推移している。また、2013（平成25）年から2014（平成26）年にかけて、学部では卒業間近の4年次に「教育評価に関する質問紙調査」を実施し、カリキュラムや到達目標の改善につなげている。研究科では、修了間近の2年次と過去3カ年の修了生を対象にした「教育評価に関する質問紙調査」を実施し、カリキュラムや到達目標の改善につなげている。今後は学位授与方針に定めた学習成果の修得状況について測定する指標を開発し、学習成果の測定に取り組むことが望まれる。

5 学生の受け入れ

＜概評＞

貴大学の理念、教育目的、教育目標を受けて、学部では「人間の尊厳を第一に考える人」などの3項目にわたり求める学生像を示した学生の受け入れ方針を定めている。また、研究科では、「体験から得た知見を生かし、論理的な思考に結びつけることのできる人」などの5項目にわたり求める学生像を定めている。しかし、研究科では、博士課程共同災害看護学専攻を除く修士課程と博士後期課程で区別していないので、課程ごとに定めるよう、改善が望まれる。また、今後は、学生の受け入れ方針に修得しておくべき知識等の内容・水準を盛り込むことも期待される。

これらの学生の受け入れ方針は、『学生募集要項』、ホームページ等により公表している。さらに、学生募集に伴う広報活動として、ホームページやFacebook[®]などのソーシャルネットワークサービス、オープンキャンパス、大学説明会等を活用し、教育課程や入学者選抜などの情報を入学希望者が適時得られるようにしている。

学生の受け入れ方針に適う学生を獲得するため、学部では一般入試・推薦入試・センター試験利用入試、3年次編入などの入学者選抜を行っている。研究科の修士課程および博士後期課程の看護学専攻では一般入試・社会人入試、国際保健助産学専攻ではこれに加え、学内推薦を行っている。また、博士課程共同災害看護学専攻では一般入試を行っており、課程・専攻に応じた入学者選抜となっている。さらに、入学者選抜試験において公正を期するため、教職員およびその家族・姻族が受験する場合は、入学者選抜試験および広報活動から当該者を外す等の配慮により、受験生に対して公正な機会を保障している。

なお、看護学部・看護学研究科のいずれも、適切に定員管理を行っている。

学生の受け入れの適切性については、大学全体では「入学者選抜試験管理委員会」、学部では「入学者選抜試験委員会」、研究科では「研究科入学者選抜試験委員会」および「看護教授連絡会議」により、検証を行っている。

<提言>

一 努力課題

- 1) 研究科では大学院としての学生の受け入れ方針を定めているが、修士課程と博士後期課程で区別していないので、博士課程共同災害看護学専攻を除く課程ごとの学生の受け入れ方針を定めるよう、改善が望まれる。

6 学生支援

<概評>

学生支援の基本方針を「建学の精神である『人道』に基づき、学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることで、一人ひとりが自己及び他者を大事にしながら人間的成長を達成できるよう、学生生活・就職支援委員会を中心として教職員全体が組織的にきめ細やかな学生支援を行う」と定め、修学支援、生活支援、進路支援ごとに具体的な観点をホームページで明示している。この方針に基づき、学部、研究科それぞれに置かれている「学生生活・就職支援委員会」を中心に組織的な学生支援を行っている。

修学支援としては、「クラス担当教員内規」に基づき、クラス担当教員が年1回以上の学生との面接を実施して、学生の修学・健康・生活・進路等に関する助言・指導を行っているほか、オリエンテーションを開催したり個別相談に応じたりしている。

また、授業欠席が多い学生に対しての学生支援体制として、科目担当教員とクラス担当教員が連携して面接などを通じて対応するほか、単位修得が遅滞している学生や成績不良の学生等に対して補習・補充教育も実施するなど、関係者それぞれの役割を明確にして取り組んでいる。これらの取り組みにより、学部4年次在籍者に対する卒業延期者の割合は減少傾向にある。

障がいのある学生に対する修学支援についても、授業担当者が中心となってクラス担当教員や学生相談室と連携し、個別の学生に対応できるよう準備をしている。

経済的支援に関しては、貴大学独自の奨学金のほか、日本学生支援機構関連、日本赤十字社関連の奨学金を活用した支援を行っており、多くの学生が利用している。

生活支援に関しては、保健センターに保健室と学生相談室を設置している。保健室では、保健師が常駐し、健康診断と事後指導、予防接種の実施、健康相談等を行っている。このほか、看護学実習に際しては「看護学実習における感染予防対策」に基づき感染予防の保健指導を行っている。また、学生相談室では、週4日非常勤カウンセラーによるカウンセリングを行っている。なお、学生対象のカウンセリン

グに加えて、学生対応に係わる教職員からの相談も受け付けている。また、『学生相談室ガイドブック-教員の皆様へ-Ver. 7』を作成・配付し、教員の学生相談に対する認識の共有も図っている。

ハラスメントへの取り組みについては、「日本赤十字看護大学人権・倫理委員会規程」に基づき「人権・倫理委員会」を設けている。さらに、教職員向け対応マニュアルの作成・配付により、教職員が共通認識を持って学生相談に対応できるようになっている。このほか、ハラスメント防止の意識を向上させるために、「人権・倫理委員会」と「F D・S D委員会」との共催でハラスメントに関する講演会を開催している。

進路支援に関しては、「学生生活・就職支援委員会」を設け、組織的な体制のもとに就職・進路選択指導、国家試験対策等を行っている。研究科においても、「研究科学生生活・就職支援委員会」による進路・就職支援を実施している。また、看護師等の専門職について説明しているほか、社会人としてのマナー、メンタルヘルスについても記載している「キャリア支援ハンドブック」を学部1年次に配付している。

これら学生支援の適切性に関しては、教授会のもとに置かれた「学生生活・就職支援委員会」が「日本赤十字看護大学学生生活・就職支援委員会規程」に基づいて活動し、教授会での報告を経て、「大学評価委員会」で審議・評価している。

7 教育研究等環境

<概評>

諸規程等から、「個人研究費および院生指導費、図書費等の配分計画と適正な執行」「競争的研究資金の獲得に向けての支援」「研究室等を整備する」「教員の研究活動に学生が参加するシステムの整備」「電子情報として広く社会に公開するシステムの整備」「施設・設備の拡充や管理」などが読み取れるが、学生の学修、教員の教育研究の環境整備にかかる方針を明確に定めているとはいえないため、方針を明文化し教職員で共有することが望まれる。

校地・校舎面積は大学設置基準上の基準を満たしており、十分な施設・設備を整備し、バリアフリーにも対応している。

図書館は、「日本赤十字看護大学図書館規程」および「日本赤十字看護大学図書館運営委員会規程」に基づき、管理・運営している。教育研究活動を行うために必要な質・量の図書、学術雑誌、電子媒体等を備え、種々の学術情報へのアクセスも整え、専門的な知識を有する専任職員を配置している。また、看護教育上、歴史的価値の高い史料を収集しており、アーカイブスとリポジトリの両方の機能を持つシ

システムを導入している。図書館の利用環境としては、閲覧席、グループ学習室など十分な施設・設備を備えている。また、開館時間の延長を求める学生からの要望には、警備上の制約があるものの可能な範囲で対応するなど、学生の学修に配慮した整備を行っている。

学内の各種システムに関しては、「情報セキュリティ委員会」がセキュリティを整備するとともに、その適切性を検証している。

専任教員の研究活動に対して、「日本赤十字看護大学研究費運用内規」に定められた基準に基づき、職位に応じた個人研究費を配分している。また、研究専念時間の確保のために教員学外研究・研修活動助成制度を設けている。ティーチング・アシスタント（T A）およびリサーチ・アシスタント（R A）については運営要領を定め、制度化している。これまで、T Aに関しては演習・実習補助として大学院学生を多く採用してきたが、2014（平成 26）年度に制定したR Aの採用実績はいまのところない。

研究倫理に関して、「日本赤十字看護大学における研究者等の行動規範」を定め、「研究倫理審査委員会」を設置しているほか、研究倫理を浸透させるための研修会を開催している。研究活動上の不正行為防止等に関する研修は、2015（平成 27）年度から行う予定である。

学生の研究に関する倫理教育については、学部では3年次の必修科目「研究方法論 I」のなかで、修士課程では1年次の共通科目「看護研究特講」のなかで、教授している。

教育研究等環境の適切性の検証は、研究環境に関しては研究支援委員会が「情報システム委員会」や「図書館運営委員会」等と協力しながら担ってきた。2015（平成 27）年度には教育研究環境のソフト面を担当する研究推進センターと、ハード面を担当する図書館・情報センターを設置した。今後は、これらの組織が責任主体として検証プロセスを機能させる予定であり、今後の取り組みが期待される。

8 社会連携・社会貢献

<概評>

貴大学では、建学の精神に基づき、地域住民の健康と福祉に資することを目的として、「教育機能を地域社会に開放する」ことなど5項目からなる「地域社会連携ポリシー」を定め、ホームページ等で公開している。このポリシーに沿って、「地域連携・フロンティアセンター」が活動の中心となり、社会連携・社会貢献活動を行っている。

社会連携・社会貢献活動として、東日本大震災後、行政との協働による健康調査・

支援事業の一環で 2012（平成 24）年に被災地に「日赤なみえ保健室」を設置し、健康調査から得られた健康問題の改善・防止に取り組むとともに、サロンの開催などの活動を通じて地域住民のコミュニティ再生に貢献している。このほか、さまざまな被災者支援活動を多数の学生と教職員が継続的に行っている。この活動の基礎となる取り組みとして、一般公衆の保健福祉看護に関する知識の向上を図り、相互に研鑽し合えるような住民参加型の公開講座を開催してきたことや 2004（平成 16）年度に武藏野地域防災活動ネットワークを立ち上げ、武藏野市民防災協会、行政との協働による地域防災のセミナーを開催してきたことがあげられる。なお、広尾地区においても医療福祉教育部門の連携を図る「ケアリング・フロンティア広尾」の 7 つのプロジェクトを推進するなど、着実に実績を積み重ねている。これらの社会連携・社会貢献活動は方針に基づく積極的な取り組みであり、貴大学の教育研究活動の成果を地域に還元していることは、高く評価できる。

また、国際交流の推進を強化するため、2015（平成 27）年度から「国際交流センター」を開設し、近年では災害看護学テキストの作成支援などを含む東南アジアの複数の大学との国際交流を活発に行うほか、アジア、アフリカから国際協力機構（JICA）の海外研修員を毎年受け入れ、災害看護等の研修プログラムを提供するなど、途上国への知識・技術の供与により、国際社会への貢献活動を積極的に行っていている。

社会連携・社会貢献の適切性の検証は、これまで「地域連携委員会」と「看護実践・教育・研究フロンティアセンター」が行ってきたが、2015（平成 27）年度より「地域連携・フロンティアセンター」が社会連携・社会貢献活動の結果に基づき、年度ごとに『実績報告』を作成し、「大学評価実施委員会」に実施状況を報告し、最終的には「大学評価委員会」が検証を行うこととしている。

<提言>

一 長所として特記できる事項

- 1) 地域住民の健康・福祉に資する活動として、地域企業や自主防災組織と連携した武藏野地域防災活動ネットワークによる地域防災に関するセミナーを長きにわたり開催している。さらに、その実績を生かして東日本大震災の被災地に「日赤なみえ保健室」を開設し、健康問題の改善・防止と地域コミュニティ再生に貢献しているほか、地域住民や看護職者等の参加型による多様な公開講座を開催するなど、貴大学が蓄積してきた教育研究の成果を社会に還元することで地域に貢献していることは評価できる。

9 管理運営・財務

(1) 管理運営

<概評>

貴大学の設置者である法人では、「学校法人日本赤十字学園看護大学規程」において、「大学は学校教育法等の関係法令及び寄附行為をはじめ学園の諸規程を遵守して、常に適正な管理及び運営を行い、かつ健全な経営を保つよう努めなければならない」と同法人が設置する大学の経営管理の原則を示している。また、「第二次日本赤十字学園中期計画」を定め、法人の中期計画を明示するとともに、貴大学における重点的な取り組みを明示している。

学長は大学全体の管理運営責任を負い、学長を補佐する機関として経営会議、教授会および研究科委員会等がある。また、中・長期計画を策定する「将来構想推進協議会」、教学内容を協議する「教学マネジメント会議」を設けている。さらに、学校教育法の一部改正にともない、大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を図り、教授会等の規程を改正している。なお、経営会議の構成員は、学長、学部長、研究科長、事務局長、図書館長、学務部長であり、事務局次長、各課長がオブザーバーとして参加している。

経営会議や教授会の審議事項は、規程や学則に明文化している。しかしながら、近年、学内の組織編成の見直しにより設置した「教学マネジメント会議」や「地域連携・フロンティアセンター運営委員会」など新たな組織の位置づけや分掌が不明確であるので、今後は組織体制を整理し、それぞれの位置づけや意思決定プロセスを明確にすることが期待される。

事務職員の資質向上のための方策として、「学校法人日本赤十字学園職員勤務評価実施要綱」に基づき期首・期末に面談を行い、評価者から必要な指導や助言がなされている。また、貴法人あるいは貴大学主催のSDのほか、学外主催の研修への参加を通じて資質向上や業務改善につなげている。また、参加部署は、図書館を中心として総務・経理・学務課へと広がり、参加者についても管理職者から実務に携わる主事や嘱託にまで広がり、全体のスキルアップが図られている。

なお、管理運営に関する検証に関しては、毎年度の年報によって改善すべき事項を明らかにしている。今後、事務組織におけるキャリアパスの構築化などの取り組みの成果を期待する。

また、予算編成については、予算編成の基本方針の提示から予算決定までのプロセスが明確であり、貴法人と貴大学との間の機能分担や調整について協議が行われている。予算配分と執行プロセスについては、「学校法人日本赤十字学園経理規程」に基づき適切に行われている。監査に関しては、監事による監査と監査法人による財務監査が行われ、その結果は監査報告書に適切に示している。

(2) 財務

<概評>

法人において「第二次日本赤十字学園中期計画（平成 26～30 年度）」（以下「中期計画」という）が策定され、そのもとに大学の重点的な取り組みが掲げられ、教育研究活動を遂行していることがうかがえる。しかし、中期計画を実現するための財政計画は、具体的に示していない。

財務状況については、「要積立額に対する金融資産の充足率」が 100%を超える、貸借対照表における各財務比率についても「理工他複数学部を設置する私立大学」の平均と比較して極めて良好である。ただし、消費収支計算書における財務比率については、大学ベースで「保健系学部を設置する私立大学」、法人ベースで「理工他複数学部を設置する私立大学」の平均と比較して、人件費比率や帰属収支差額比率などにおいて一部劣っている比率もある。財政基盤が良好な現在、中期計画を実現するための裏付けとなる財政計画の策定が望まれる。

外部資金等の獲得については、中期計画において科学研究費補助金の各年度の申請率・採択率等の数値目標を設定し取り組んでいることは評価できる。一方、寄附金確保の施策については今後の課題となっていることから、実効性のある計画の策定とその実施を期待する。

10 内部質保証

<概評>

学則および大学院学則に基づいた「本学の教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するために、教育研究活動の状況について自ら点検・評価を行い、その結果を公表する」という方針に従い、「大学評価規程」を制定し、毎年度、自己点検・評価を行っている。学長、学部長、研究科長、事務局長等で組織する「大学評価委員会」のもとに学内の常設委員会の委員長等で構成される「大学評価実施委員会」を置き、同委員会が内部質保証を管轄している。「大学評価実施委員会」は自己点検・評価に基づく実施状況・改善状況の点検等を行い、同委員会内に組織される「大学評価報告書編集委員会」が、その結果を『自己点検・評価報告書』（年報）にまとめ、発行している。

内部質保証システムとしては、法人が策定する中期計画に依拠して、2014（平成 26）年より、大学独自の中期計画に基づき P D C A サイクルを構築している。各委員会・事務局等の各部署は、中期計画に基づく計画を立案・実施し、評価を行い、

年に2回、活動目標・計画・結果を「大学評価実施委員会」に報告し、同委員会で検討する仕組みを築いている。また、内部質保証の客觀性・妥當性を高めるための取り組みとして、「大学評価委員会」に学外者を招聘する準備を進めていることに加え、IR（インスティテューション・リサーチ）に取り組んでおり、2015（平成27）年に「IR規程」を制定し、大学の政策形成、意思決定に資する情報提供部門として「IR会議」を組織している。今後は、これらの仕組みを機能させ教育の質保証に取り組むことが望まれる。

情報公開に関しては、「日本赤十字学園の保有する情報の公開に関する実施要綱」等に基づいて対応しており、財務関係書類、教育研究情報を含む大学情報をホームページで公開しているほか、2014（平成26）年度からは「日本私立学校振興・共済事業団」が主催する大学ポートレートに参加し、情報の公開を行っている。

前回の大学評価において指摘を受けた助言に対しては、改善報告書を提出し、適切に対処している。

各基準において提示した指摘のうち、「努力課題」についてはその対応状況を、「改善報告書」としてとりまとめ、2019（平成31）年7月末日までに本協会に提出することを求める。

以上